

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 2 - 関東 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月16日

【会社名】 株式会社 東芝

【英訳名】 TOSHIBA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 CEO 車谷 暢昭

【本店の所在の場所】 東京都港区芝浦一丁目1番1号

【電話番号】 03-3457-4511

【事務連絡者氏名】 法務部法務第一担当 ゼネラルマネージャー
小野田 貴

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦一丁目1番1号

【電話番号】 03-3457-2148

【事務連絡者氏名】 法務部法務第一担当 ゼネラルマネージャー
小野田 貴

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【今回の募集金額】 764,599,560円

【発行登録書の内容】

提出日	2020年8月19日
効力発生日	2020年9月4日
有効期限	2021年9月3日
発行登録番号	2 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 800,000,000円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし	減額総額(円)	なし

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 800,000,000円

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	280,690株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

(注) 1. 募集の目的及び理由

当社は、2018年5月開催の当社報酬委員会において、当社の執行役員及び主要子会社（分社会社）の取締役の一部に対して、株主との一層の価値共有をするとともに、中長期的な業績向上に対するインセンティブを有効に機能させることを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度（以下「本株式報酬制度」といいます。）を導入する方針を決議いたしました。その後、当社は、2018年11月に本株式報酬制度を一部改定し、固定報酬としての株式報酬に加えて、業績連動報酬としての株式報酬制度を導入し、また、2019年4月以降は、当社の執行役員及び主要子会社（分社会社）の取締役の一部に加え、当社の従業員の一部についても本株式報酬制度の趣旨に沿った同様のインセンティブ（業績連動型）の対象といたしました。この度、当社は、本株式報酬制度を更に改定し、当社の取締役の一部（取締役会長及び社外取締役）、当社の執行役員、主要子会社（分社会社）以外の当社子会社の取締役の一部及び主要子会社（分社会社）を含む当社子会社の従業員の一部についても制度対象とするとともに、当社及び主要子会社（分社会社）を含む当社子会社の従業員の一部に対して、幹部ポジションの後継候補としてのインセンティブとして当社普通株式（業績非連動型）を付与する制度を導入しました（以下、当社及び当社子会社の従業員向けのインセンティブを付与する制度と本株式報酬制度を「本制度」と総称し、本制度の付与対象となる者を「付与対象者」と総称します。）。なお、業績連動報酬及び業績連動インセンティブについては、対象となる事業年度の在籍者に対して当該事業年度の業績に応じた額を支給するのが合理的であるため、それらの付与対象者には、当該付与対象者の地位から退任又は退職している者（以下「退職者」といいます。）が含まれます。当社としては、中長期的な企業価値向上を一層意識付けするため、退職者であっても、退職後に在任中の業績に応じた株式を支給することにより、在任中の事業運営の際に、より中長期的な企業価値向上を意識した事業運営を行うインセンティブになると考えております。

本制度に基づいて、当社及び当社子会社の執行役員、取締役及び執行役員向けの株式報酬並びに当社及び当社子会社の従業員向けのインセンティブ（以下「株式報酬等」と総称します。）としての当社普通株式を付与するために、付与対象者のうち、当社の執行役員、取締役、執行役員及び従業員に対しては当社が支給する金銭報酬債権（当社及び当社子会社の従業員については金銭債権、以下同様とします。）を出資財産として現物出資させることによって、また、当社子会社の取締役及び従業員に対しては当該子会社が支給する金銭報酬債権（なお、当社は、当該金銭報酬債権に係る当該子会社の取締役及び従業員に対する債務について重畳的債務引受けをします。）を出資財産として現物出資させることによって新株式の発行又は自己株式の処分が行われます。

なお、本制度に基づいて株式報酬等としての当社普通株式を付与するための新株式の発行を行うために各付与対象者に対して支給する金銭報酬債権は、以下の 乃至 の各報酬及びインセンティブのうち付与対象となるものの合計とし、当該付与対象者の適切な報酬構成や報酬水準等を勘案の上、決定します。

2020年7月から2021年6月までの固定報酬としての株式報酬（以下「2020年度固定株式報酬」といいます。）

2019年7月以降に当社の執行役員若しくは執行役員又は当社子会社の取締役に就任した付与対象者に対する就任日が属する月から2020年6月までの固定報酬としての株式報酬（以下「2019年度固定株式報酬」といいます。）

2019年4月から2020年3月までの業績連動報酬としての株式報酬（以下「2019年度業績連動株式報酬」といいます。）

2019年4月から2020年3月までの業績連動型インセンティブ（以下「2019年度業績連動インセンティブ」といいます。）

2020年度幹部後継候補者への業績非連動型インセンティブ（以下「2020年度Next人材インセンティブ」といいます。）

この度、本制度に基づき、当社報酬委員会、当社子会社の取締役会等及び当社代表執行役員において、当社の執行役員、取締役及び執行役員の一部、当社子会社の取締役の一部並びに当社及び当社子会社の従業員の一部（それぞれ退職者を含みます。）に対して、株式報酬等としての当社普通株式の付与を行うことを決定いたしました（以下、「本決定」といいます。）。本決定に基づく募集の対象となる当社普通株式の発行（以下、「本新株発行」といいます。）は、本制度及び上記報酬委員会等の決定を踏まえ、会社法第416条第4項に基づく当社取締役会における委任決議に従い、2020年11月16日付の当社代表執行役の決定に基づき行われるものであります。当社は、本新株発行に当たって、本決定に係る付与対象者（ただし、退職者を除きます。）との間で、概要、以下の＜本割当契約の概要＞に記載の内容を含む株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。また、当社が、退職者との間で締結する割当契約では、譲渡制限は設けないものの、所定の期間中に退職者による法令違反等一定の事由が発生していたことが判明し、当社が相当と認めた場合には、退職者は、当社に対して、割当てを受けた当社普通株式を直ちに無償で返還しなければならない旨を規定するものとします。

＜本割当契約の概要＞

(1) 譲渡制限期間

付与対象者は、2020年12月8日～2050年12月7日まで（以下「譲渡制限期間」といいます。）、割当てを受けた当社普通株式（以下「本株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします（以下「譲渡制限」といいます。）。

(2) 譲渡制限の解除条件

譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において付与対象者が保有する本株式の全部につき、譲渡制限を解除します。

ただし、付与対象者のうち、当社の執行役、取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役については、譲渡制限期間中に、任期満了、定年又は死亡その他当社が正当と認める理由により、当社又は東芝エネルギーシステムズ株式会社、東芝インフラシステムズ株式会社、東芝デバイス&ストレージ株式会社若しくは東芝デジタルソリューションズ株式会社の取締役、執行役員若しくは執行役員、又は、東芝エレベータ株式会社、東芝キャリア株式会社若しくは東芝ライテック株式会社の社長のいずれの地位からも退任した場合には、2019年度固定株式報酬として支給される本株式(以下「2019年度固定株式報酬株式」といいます。)及び2019年度業績連動株式報酬として支給される本株式(以下「2019年度業績連動株式報酬株式」といいます。)については、その全部につき、2020年度固定株式報酬として支給される本株式(以下「2020年度固定株式報酬株式」といいます。)については、2020年7月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数(1を超える場合には1)に、各付与対象者に割り当てた2020年度固定株式報酬株式の数を乗じた数の2020年度固定株式報酬株式につき、それぞれ譲渡制限を解除するものとし、この場合、当社は、譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整することができます。また、付与対象者のうち、当社及び当社子会社の従業員については、譲渡制限期間中に、任期満了、定年又は死亡その他当社が正当と認める理由により、当社又は東芝エネルギーシステムズ株式会社、東芝インフラシステムズ株式会社、東芝デバイス&ストレージ株式会社若しくは東芝デジタルソリューションズ株式会社の取締役、執行役員、執行役員若しくは従業員、又は、東芝エレベータ株式会社、東芝キャリア株式会社若しくは東芝ライテック株式会社の社長、取締役、監査役、執行役員若しくは従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2019年度業績連動インセンティブとして支給される本株式(以下「2019年度業績連動インセンティブ株式」といいます。)及び2020年度Next人材インセンティブとして支給される本株式(以下「2020年度Next人材インセンティブ株式」といいます。)の全部につき、それぞれ譲渡制限を解除するものとし、この場合、当社は、譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整することができます。なお、上記において譲渡制限が解除されない本株式については、当社が当然に無償取得します。

(3) 当社による無償取得

付与対象者のうち、当社の執行役、取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役については、譲渡制限期間中に、当社又は東芝エネルギーシステムズ株式会社、東芝インフラシステムズ株式会社、東芝デバイス&ストレージ株式会社若しくは東芝デジタルソリューションズ株式会社の取締役、執行役員若しくは執行役員、又は、東芝エレベータ株式会社、東芝キャリア株式会社若しくは東芝ライテック株式会社の社長のいずれの地位からも退任した場合(ただし、付与対象者が当社又は東芝エネルギーシステムズ株式会社、東芝インフラシステムズ株式会社、東芝デバイス&ストレージ株式会社若しくは東芝デジタルソリューションズ株式会社の取締役、執行役員若しくは執行役員、又は、東芝エレベータ株式会社、東芝キャリア株式会社若しくは東芝ライテック株式会社の社長のいずれかに就任又は再任される場合を除きます。)等一定の事由が発生した場合には、本株式(ただし、上記「(2)譲渡制限の解除条件」記載の退任に伴う譲渡制限の解除の対象となる本株式を除きます。)を無償で取得します。また、付与対象者のうち、当社及び当社子会社の従業員については、譲渡制限期間中に、当社又は東芝エネルギーシステムズ株式会社、東芝インフラシステムズ株式会社、東芝デバイス&ストレージ株式会社若しくは東芝デジタルソリューションズ株式会社の取締役、執行役員若しくは従業員、又は、東芝エレベータ株式会社、東芝キャリア株式会社若しくは東芝ライテック株式会社の社長、取締役、監査役、執行役員若しくは従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合(ただし、付与対象者が当社又は東芝エネルギーシステムズ株式会社、東芝インフラシステムズ株式会社、東芝デバイス&ストレージ株式会社若しくは東芝デジタルソリューションズ株式会社の取締役、執行役員若しくは従業員、又は、東芝エレベータ株式会社、東芝キャリア株式会社若しくは東芝ライテック株式会社の社長、取締役、監査役、執行役員若しくは従業員のいずれかに就任又は再任される場合を除きます。)等一定の事由が発生した場合には、本株式(ただし、上記「(2)譲渡制限の解除条件」記載の退任に伴う譲渡制限の解除の対象となる本株式を除きます。)を無償で取得します。

また、上記「(2)譲渡制限の解除条件」記載の退任又は退職に伴う譲渡制限の解除の対象となった本株式についても、当該譲渡制限解除後において、当該譲渡制限解除前の期間中に付与対象者による法令違反等一定の事由が発生していたことが判明し、当社が相当と認めた場合には、付与対象者は、当社に対して、当該本株式を直ちに無償で返還しなければなりません。

(4) 当社の組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の報酬委員会の決議により、2019年度固定株式報酬株式、2019年度業績連動株式報酬株式、2019年度業績連動インセンティブ株式及び2020年度Next人材インセンティブ株式については、その全部につき、2020年度固定株式報酬株式については、2020年7月から当該承認日を含む月までの月数を12で除した数(1を超える場合には1)に、当該承認日において付与対象者が保有する2020年度固定株式報酬株式の数を乗じた数の2020年度固定株式報酬株式につき、それぞれ、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除いたします。なお、上記において譲渡制限が解除されない本株式については、当社が当然に無償で取得します。

(5) 株式の管理に関する定め

本株式は、譲渡制限期間中、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、付与対象者が野村證券株式会社に開設した専用口座で保管されます。当社は、本株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各付与対象者が保有する本株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結しております。また、付与対象者は、当該口座の管理に関する契約に基づく本株式の取扱いに同意を行います。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	280,690株	764,599,560	383,000,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	280,690株	764,599,560	383,000,000

- (注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき当社普通株式を付与対象者に割り当てる方法によります。
2. 発行価額の総額は、本新株発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、本新株発行に係る会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、381,599,560円です。
3. 現物出資の目的とする財産は、本制度に基づいて付与対象者に支給する金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額（円）	内容
当社の執行役（退職者を除く）： 13名（注1）（注2）	79,271株	215,934,204	2020年度固定株式報酬 2019年度固定株式報酬（注4） 2019年度業績連動株式報酬（注5）
当社の執行役（退職者）：5名 （注1）	28,758株	78,336,792	2019年度業績連動株式報酬
当社の取締役（取締役会長及び社外取締役）：8名（注1）	17,922株	48,819,528	2020年度固定株式報酬
当社子会社の取締役（退職者を除く）：19名 （注1）（注2）（注3）	60,536株	164,900,064	2020年度固定株式報酬 2019年度固定株式報酬（注4） 2019年度業績連動株式報酬（注5）
当社子会社の取締役（退職者）： 7名（注1）	11,536株	31,424,064	2019年度業績連動株式報酬
当社の執行役員（退職者を除く）：8名（注2）	18,501株	50,396,724	2020年度固定株式報酬 2019年度固定株式報酬
当社の執行役員（退職者）： 1名（注2）	18株	49,032	2019年度固定株式報酬（注4）
当社の従業員（退職者を除く）： 65名	22,597株	61,554,228	2019年度業績連動インセンティブ（注6） 2020年度Next人材インセンティブ（注6）
当社の従業員（退職者）： 11名（注2）	10,372株	28,253,328	2019年度業績連動インセンティブ
当社子会社の従業員（退職者を除く）： 88名（注3）	31,133株	84,806,292	2019年度業績連動インセンティブ（注6） 2020年度Next人材インセンティブ（注6）
当社子会社の従業員（退職者）： 1名	46株	125,304	2019年度業績連動インセンティブ（注6）

- (注) 1. 当社の執行役と当社子会社の取締役を兼務している者4名については、当社の執行役と当社子会社の取締役としてのそれぞれの地位に基づき金銭報酬債権が支給されることから、「当社の執行役（退職者を除く）」及び「当社子会社の取締役（退職者を除く）」それぞれの人数に含めております。2019年7月から2020年3月までの期間中に当社の執行役と当社子会社の取締役を兼務していたものの、2020年4月以降、いずれの地位からも退任した者2名については、上記期間中の当社の執行役と当社子会社の取締役としてのそれぞれの地位に基づき金銭報酬債権が支給されることから、「当社の執行役（退職者）」及び「当社子会社の取締役（退職者）」それぞれの人数に含めております。2019年7月から2020年3月までの期間中に当社の執行役であったものの、2020年4月以降、当社の取締役の地位のみを有する者1名については、「当社の執行役（退職者）」及び「当社の取締役（取締役会長及び社外取締役）」それぞれの人数に含めております。なお、当該付与対象者の取締役には、それぞれ、当社の執行役としての「2019年度業績連動株式報酬」及び当社の取締役としての「2020年度固定株式報酬」が支給されます。

2. 「当社の従業員（退職者）」には、2019年度において当社の従業員の地位のみを有する者であったものの、2020年4月以降、当社の執行役員の地位のみを有する者7名、2020年4月以降、当社の執行役と当社子会社の取締役を兼務している者1名、2020年4月から同年5月までの期間中に当社の執行役員の地位のみを有し、2020年6月以降、当社の執行役の地位のみを有する者1名が含まれます。なお、当該付与対象者には、当社の従業員としての「2019年度業績連動インセンティブ」の他、上記の付与対象者については、当社の執行役員としての「2019年度固定株式報酬」及び「2020年度固定株式報酬」、上記の付与対象者については、当社の執行役及び当社子会社の取締役としての「2019年度固定株式報酬」及び「2020年度固定株式報酬」、上記の付与対象者については、当社の執行役員としての「2019年度固定株式報酬」及び当社の執行役としての「2020年度固定株式報酬」が、それぞれ支給されますので、各付与対象者が2020年4月以降に有する地位の人数にも含めて記載しております。
3. 「当社子会社の従業員（退職者を除く）」には、2019年度において付与対象者に該当する当社子会社の従業員の地位を有する者であったものの、2020年4月以降、付与対象者に該当する当社子会社の取締役と従業員を兼務している者7名が含まれます。なお、当該付与対象者には、当社子会社の従業員としての「2019年度業績連動インセンティブ」の他、当社子会社の取締役としての「2019年度固定株式報酬」及び「2020年度固定株式報酬」が、それぞれ支給されますので、「当社子会社の取締役（退職者を除く）」の人数にも含めて記載しております。
4. 「2019年度固定株式報酬」は、2019年7月以降2020年6月までに当社の執行役若しくは執行役員又は当社子会社の取締役に就任した付与対象者にのみ支給されます。
5. 「2019年度業績連動株式報酬」は、2020年4月以降に付与対象者に該当することとなった者には支給されません。
6. 「2019年度業績連動インセンティブ」及び「2020年度Next人材インセンティブ」は、所定の支給要件を満たす者にのみ支給され、それ以外の者には支給されません。なお、「2019年度業績連動インセンティブ」及び「2020年度Next人材インセンティブ」のいずれの支給要件も満たす付与対象者には、「2019年度業績連動インセンティブ」のみが支給され、「2020年度Next人材インセンティブ」は支給されません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
2,724	1,364.49	1株	2020年11月16日～ 2020年12月7日	-	2020年12月8日

- (注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の本制度に基づき当社普通株式を付与対象者に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本新株発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、本新株発行に係る会社法上の増加する資本金の額であります。
 3. 本新株発行は、本制度に基づいて付与対象者に対して支給する金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社 東芝 本社	東京都港区芝浦一丁目1番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

- (注) 株式報酬等として付与対象者に支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
-	10,000,000	-

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 発行諸費用の概算額の内訳は、発行登録追補書類作成費用等であります。

(2)【手取金の使途】

本新株発行は、本制度に基づいて付与対象者に対して支給する金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

(1) 当社の執行役(退職者を除く)

氏名	当社の執行役(退職者を除く)13名(注1、2、4)
住所	- (注4)
職業の内容	当社の執行役

(2) 当社の執行役(退職者)

氏名	当社の執行役(退職者)5名(注1、4)
住所	- (注4)
職業の内容	- (注4)

(3) 当社の取締役(取締役会長及び社外取締役)

氏名	当社の取締役(取締役会長及び社外取締役)8名(注1、4)
住所	- (注4)
職業の内容	当社の取締役

(4) 当社子会社の取締役(退職者を除く)

氏名	当社子会社の取締役(退職者を除く)19名(注1、2、3、4)
住所	- (注4)
職業の内容	当社子会社の取締役

(5) 当社子会社の取締役(退職者)

氏名	当社子会社の取締役(退職者)7名(注1、4)
住所	- (注4)
職業の内容	- (注4)

(6) 当社の執行役員(退職者を除く)

氏名	当社の執行役員8名(注2、4)
住所	- (注4)
職業の内容	当社の執行役員

(7) 当社の執行役員(退職者)

氏名	当社の執行役員(退職者)1名(注2、4)
住所	- (注4)
職業の内容	- (注4)

(8) 当社の従業員(退職者を除く)

氏名	当社の従業員(退職者を除く)65名(注4)
住所	- (注4)

職業の内容	当社の従業員
-------	--------

(9) 当社の従業員(退職者)

氏名	当社の従業員(退職者)11名(注2、4)
住所	- (注4)
職業の内容	- (注4)

(10) 当社子会社の従業員(退職者を除く)

氏名	当社子会社の従業員(退職者を除く)88名(注3、4)
住所	- (注4)
職業の内容	当社子会社の従業員

(11) 当社子会社の従業員(退職者)

氏名	当社子会社の従業員(退職者)1名(注4)
住所	- (注4)
職業の内容	- (注4)

- (注) 1. 当社の執行役と当社子会社の取締役を兼務している者4名については、当社の執行役と当社子会社の取締役としてのそれぞれの地位に基づき金銭報酬債権が支給されることから、「当社の執行役(退職者を除く)」及び「当社子会社の取締役(退職者を除く)」それぞれの人数に含めております。2019年7月から2020年3月までの期間中に当社の執行役と当社子会社の取締役を兼務していたものの、2020年4月以降、いずれの地位からも退任した者2名については、上記期間中の当社の執行役と当社子会社の取締役としてのそれぞれの地位に基づき金銭報酬債権が支給されることから、「当社の執行役(退職者)」及び「当社子会社の取締役(退職者)」それぞれの人数に含めております。2019年7月から2020年3月までの期間中に当社の執行役であったものの、2020年4月以降、当社の取締役の地位のみを有する者1名については、「当社の執行役(退職者)」及び「当社の取締役(取締役会長及び社外取締役)」それぞれの人数に含めております。
2. 「当社の従業員(退職者)」には、2019年度において当社の従業員の地位のみを有する者であったものの、2020年4月以降、当社の執行役員の地位のみを有する者7名、2020年4月以降、当社の執行役と当社子会社の取締役を兼務している者1名、2020年4月から同年5月までの期間中に当社の執行役員の地位のみを有し、2020年6月以降、当社の執行役の地位のみを有する者1名が含まれます。
3. 「当社子会社の従業員(退職者を除く)」には、2019年度において付与対象者に該当する当社子会社の従業員の地位を有する者であったものの、2020年4月以降、付与対象者に該当する当社子会社の取締役と従業員を兼務している者7名が含まれます。
4. 本発行登録追補書類の対象となる当社普通株式は、株主との一層の価値共有をするとともに、中長期的な業績向上に対するインセンティブを有効に機能させることを目的として、付与対象者に割り当てられるものであるため、個別の氏名・住所、職業の内容の記載は省略しております。

b. 提出者と割当予定先との関係

(1) 当社の執行役(退職者を除く)

出資関係(注1)	当社の執行役(退職者を除く)13名(注2、3)は、当社普通株式を合計80,197株保有しております。
人事関係	当社の執行役
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

(2) 当社の執行役(退職者)

出資関係(注1)	当社の執行役(退職者)5名(注2)は、当社普通株式を合計68,232株保有しております。
人事関係	当社の執行役(退職者)のうち、1名は当社の取締役、1名は当社の従業員、3名は当社子会社の取締役の地位を有しております。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

(3) 当社の取締役(取締役会長及び社外取締役)

出資関係(注1)	当社の取締役(取締役会長及び社外取締役)8名(注2)は、当社普通株式を合計27,563株保有しております。
人事関係	当社の取締役
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません

(4) 当社子会社の取締役(退職者を除く)

出資関係(注1)	当社子会社の取締役(退職者を除く)19名(注2、3、4)は、当社普通株式を合計50,359株保有しております。
人事関係	当社子会社の取締役
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

(5) 当社子会社の取締役(退職者)

出資関係(注1)	当社子会社の取締役(退職者)7名(注2)は、当社普通株式を合計42,571株保有しております。
人事関係	当社子会社の取締役(退職者)のうち、3名は付与対象者に該当しない当社子会社の取締役、2名は当社関係会社の監査役の地位を有しております。その他の者については該当事項ありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

(6) 当社の執行役員(退職者を除く)

出資関係(注1)	当社の執行役員(退職者を除く)8名(注3)は、当社普通株式を合計22,887株保有しております。
人事関係	当社の執行役員
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

(7) 当社の執行役員(退職者)

出資関係(注1)	当社の執行役員(退職者)1名(注3)は、当社普通株式を合計4,252株保有しております。
人事関係	当社の執行役員
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

(8) 当社の従業員(退職者を除く)

出資関係(注1)	当社の従業員(退職者を除く)65名は、当社普通株式を合計20,560株保有しております。
人事関係	当社の従業員
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

(9) 当社の従業員(退職者)

出資関係(注1)	当社の従業員(退職者)11名(注3)は、当社普通株式を合計30,816株保有しております。
人事関係	当社の従業員(退職者)のうち、2名は当社子会社の取締役、1名は当社の執行役、7名は当社の執行役員の地位を有しており、1名は当社の執行役と当社子会社の取締役を兼務しております。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

(10) 当社子会社の従業員(退職者を除く)

出資関係(注1)	当社子会社の従業員(退職者を除く)88名(注4)は、当社普通株式を合計19,593株保有しております。
人事関係	当社子会社の従業員
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

(11) 当社子会社の従業員(退職者)

出資関係(注1)	当社子会社の従業員(退職者)1名は、当社普通株式を合計172株保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 1. 出資関係については、2020年9月30日時点の株主名簿記載の情報を基準にしております。

2. 当社の執行役と当社子会社の取締役を兼務している者4名については、当社の執行役と当社子会社の取締役としてのそれぞれの地位に基づき金銭報酬債権が支給されることから、「当社の執行役(退職者を除く)」及び「当社子会社の取締役(退職者を除く)」それぞれの人数に含めております。2019年7月から2020年3月までの期間中に当社の執行役と当社子会社の取締役を兼務していたものの、2020年4月以降、いずれの地位からも退任した者2名については、上記期間中の当社の執行役と当社子会社の取締役としてのそれぞれの地位に基づき金銭報酬債権が支給されることから、「当社の執行役(退職者)」及び「当社子会社の取締役(退職者)」それぞれの人数に含めております。2019年7月から2020年3月までの期間中に当社の執行役であったものの、2020年4月以降、当社の取締役の地位のみを有する者1名については、「当社の執行役(退職者)」及び「当社の取締役(取締役会長及び社外取締役)」それぞれの人数に含めております。
3. 「当社の従業員(退職者)」には、2019年度において当社の従業員の地位のみを有する者であったものの、2020年4月以降、当社の執行役員の地位のみを有する者7名、2020年4月以降、当社の執行役と当社子会社の取締役を兼務している者1名、2020年4月から同年5月までの期間中に当社の執行役員の地位のみを有し、2020年6月以降、当社の執行役の地位のみを有する者1名が含まれます。
4. 「当社子会社の従業員(退職者を除く)」には、2019年度において付与対象者に該当する当社子会社の従業員の地位を有する者であったものの、2020年4月以降、付与対象者に該当する当社子会社の取締役と従業員を兼務している者7名が含まれます。

c. 割当予定先の選定理由

本新株発行は、株式報酬等として当社の執行役、取締役及び執行役員の一部、当社子会社の取締役の一部並びに当社及び当社子会社の従業員の一部に対して行われるものであり、株主との一層の価値共有をするとともに、中長期的な業績向上に対するインセンティブを有効に機能させることにつながると考え、割当予定先の選定を行いました。

d. 割り当てようとする株式の数

(1) 当社の執行役(退職者を除く)13名(注1、2)	79,271株
(2) 当社の執行役(退職者)5名(注1)	28,758株
(3) 当社の取締役(取締役会長及び社外取締役)8名(注1)	17,922株
(4) 当社子会社の取締役(退職者を除く)19名(注1、2、3)	60,536株
(5) 当社子会社の取締役(退職者)7名(注1)	11,536株
(6) 当社の執行役員(退職者を除く)8名(注2)	18,501株
(7) 当社の執行役員(退職者)1名(注2)	18株
(8) 当社の従業員(退職者を除く)65名	22,597株

- | | |
|--------------------------------|---------|
| (9) 当社の従業員(退職者) 11名(注2) | 10,372株 |
| (10) 当社子会社の従業員(退職者を除く) 88名(注3) | 31,133株 |
| (11) 当社子会社の従業員(退職者) 1名 | 46株 |
- (注) 1. 当社の執行役と当社子会社の取締役を兼務している者6名については、当社の執行役と当社子会社の取締役としてのそれぞれの地位に基づき金銭報酬債権が支給されることから、当社の執行役及び当社子会社の取締役それぞれに含めております。また、2019年7月から2020年3月までの期間中に当社の執行役であったものの、2020年4月以降、当社の取締役の地位のみを有する者1名については、当社の執行役及び当社の取締役それぞれに含めております。
2. 「当社の従業員(退職者)」には、2019年度において当社の従業員の地位のみを有する者であったものの、2020年4月以降、当社の執行役員の地位のみを有する者7名、2020年4月以降、当社の執行役と当社子会社の取締役を兼務している者1名、2020年4月から同年5月までの期間中に当社の執行役員の地位のみを有し、2020年6月以降、当社の執行役の地位のみを有する者1名が含まれます。
3. 「当社子会社の従業員(退職者を除く)」には、2019年度において付与対象者に該当する当社子会社の従業員の地位を有する者であったものの、2020年4月以降、付与対象者に該当する当社子会社の取締役と従業員を兼務している者7名が含まれます。

e. 株券等の保有方針

本新株発行に係る付与対象者(ただし、退職者を除きます。)は、譲渡制限期間中、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとしますが、本新株発行に係る付与対象者のうち、当社の執行役、取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役については、譲渡制限期間中に、任期満了、定年又は死亡その他当社が正当と認める理由により、当社又は東芝エネルギーシステムズ株式会社、東芝インフラシステムズ株式会社、東芝デバイス&ストレージ株式会社若しくは東芝デジタルソリューションズ株式会社の取締役、執行役若しくは執行役員、又は、東芝エレベータ株式会社、東芝キャリア株式会社若しくは東芝ライテック株式会社の社長のいずれの地位からも退任した場合、付与対象者のうち、当社及び当社子会社の従業員については、譲渡制限期間中に、任期満了、定年又は死亡その他当社が正当と認める理由により、当社又は東芝エネルギーシステムズ株式会社、東芝インフラシステムズ株式会社、東芝デバイス&ストレージ株式会社若しくは東芝デジタルソリューションズ株式会社の取締役、執行役、執行役員若しくは従業員、又は、東芝エレベータ株式会社、東芝キャリア株式会社若しくは東芝ライテック株式会社の社長、取締役、監査役、執行役員若しくは従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、2019年度固定株式報酬株式、2019年度業績連動株式報酬株式、2019年度業績連動インセンティブ株式及び2020年度Next人材インセンティブ株式については、その全部につき、2020年度固定株式報酬株式については、2020年7月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数(1を超える場合には1)に、各付与対象者に割り当てた2020年度固定株式報酬株式の数を乗じた数の2020年度固定株式報酬株式につき、それぞれ譲渡制限を解除するものとします。この場合、当社は、譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整することができ、譲渡制限が解除されない本株式については、当社が当然に無償取得します。

退職者については、本株式の保有方針に関する取りきめは行っておりません。

f. 払込みに要する資金等の状況

本新株発行は、本制度に基づいて付与対象者に支給する金銭報酬債権を出資財産とする現物出資により行われるため、金銭による払込みはありません。

g. 割当予定先の実態

当社は、本新株発行に係る付与対象者に対し、反社会的勢力との一切の取引等の関わりの有無について確認を行っており、当社は、当該付与対象者が反社会的勢力とは何らの関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

当社普通株式には、会社法に基づく譲渡制限は付されておられません。なお、「1割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、本割当契約に基づき、本新株発行に係る付与対象者(ただし、退職者を除きます。)に付与される本株式については、譲渡制限が付されることとなります。

3【発行条件に関する事項】

a. 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本株式の払込金額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、本新株発行に係る当社代表執行役による決定日の前営業日である2020年11月13日(以下「直前取引日」といいます。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,724円としております。なお、当該払込金額は、直前取引日までの1か月の終値の単純平均値(2,749.9円)に対し0.94%のディスカウント、直前取引日までの3か月の終値単純平均値(2,926.5円)に対し6.92%のディスカウント、直前取引日までの6か月の終値の単純平均値(3,103.1円)に対し12.22%のディスカウントとなっております。

当社は、本株式の払込金額は、上記のとおり、当社代表執行役の決定日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。なお、当社監査委員会は、本株式の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額ではないと評価できるとの意見を表明しております。

b . 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株発行により発行される当社普通株式の数は280,690株（議決権数2,806個）であり、2020年9月30日現在の発行済株式総数455,000,000株（総議決権数4,518,611個）に対して0.06%（総議決権数4,518,611個に対する議決権数の割合は0.06%）の希薄化が生じます。このように本新株発行により生じる希薄化は軽微であり、また、本新株発行は、株式報酬等として当社の執行役、取締役及び執行役員の一部、当社子会社の取締役の一部並びに当社及び当社子会社の従業員の一部に対して行われるものであり、株主との一層の価値共有をするとともに、中長期的な業績向上に対するインセンティブを有効に機能させることにつながると考えられることから、本新株発行による希薄化の規模は合理的であると判断しています。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合(注 2)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(注 2)
GOLDMAN SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株)(注4)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー)	33,354	7.38%	33,354	7.38%
SMP PARTNERS (CAYMAN) LIMITED AS TRUSTEE OF ECM MASTER FUND (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株)	THE HEEREN FLOOR 12, 260 ORCHARD ROAD, SINGAPORE 238855, SIN (東京都千代田区大手町1丁目9-7 大手町フィナンシャルシティサウスタワー)	32,000	7.08%	32,000	7.08%
CHINOOK HOLDINGS LTD (常任代理人 ㈱みずほ銀行決済営業部)	UGLAND HOUSE, SOUTH CHURCH STREET, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN, KY1-1104, CAYMAN ISLANDS (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	15,392	3.41%	15,392	3.41%
第一生命保険株	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	11,515	2.54%	11,515	2.54%
日本生命保険(相)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	11,035	2.44%	11,035	2.44%
東芝持株会	東京都港区芝浦1丁目1-1	9,890	2.19%	9,890	2.19%
NIHK A/C CLIENT (常任代理人 野村証券株)(注4)	30/F, TWO INTERNATIONAL FINANCE CENTRE, 8 FINANCE STREET, CENTRAL, HONGKONG (東京都中央区日本橋1丁目13-1)	9,029	2.00%	9,029	2.00%
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300003 (常任代理人 ㈱みずほ銀行決済営業部)(注4)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	8,671	1.92%	8,671	1.92%
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 ㈱みずほ銀行決済営業部)(注4)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	7,281	1.61%	7,281	1.61%
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株)(注4)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9-7 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー)	7,126	1.58%	7,126	1.58%
計		145,297	32.15%	145,297	32.15%

(注) 1. 所有株式数は、2020年9月30日時点の株主名簿をもとに作成しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。
3. 当社は、2020年9月30日時点で、自己株式を1,431千株保有しております。
4. 主として海外の機関投資家の保有株式の保管業務を行うとともに当該機関投資家の株式名義人となっております。
5. 2018年6月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、ファラロン・キャピタル・マネジメント・エルエルシー及びチヌーク・ホールディングス・リミテッドが、2018年6月1日現在、以下のとおり共同で350,398千株(株券等保有割合5.37%)を保有している旨が記載されていますが、当社としては2020年9月30日時点におけるファラロン・キャピタル・マネジメント・エルエルシー及びチヌーク・ホールディングス・リミテッドの実質保有株式数の確認ができないため、ファラロン・キャピタル・マネジメント・エルエルシーについては、上記表に含めておらず、チヌーク・ホールディングス・リミテッドについては、株主名簿の記載内容に基づいて記載しています。なお、本注における株式数は2018年10月の株式併合前の株式数となります。

会社名	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
ファラロン・キャピタル・マネジメント・エルエルシー	138,475	2.12
チヌーク・ホールディングス・リミテッド	211,923	3.25
合計	350,398	5.37

6. 2020年7月30日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、エフィッシモキャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディーが、2020年7月28日現在、45,068千株(株券等保有割合9.91%)を保有している旨が記載されていますが、当社としては2020年9月30日時点における実質保有株式数の確認ができないため、上記表には含めていません。
7. 2020年8月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、野村證券(株)及び野村アセットマネジメント(株)が、2020年8月14日現在、以下のとおり共同で20,880千株(株券等保有割合4.59%)を保有している旨が記載されていますが、当社としては2020年9月30日時点における実質保有株式数の確認ができないため、上記表には含めておりません。

会社名	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
野村證券(株)	20,374	4.48
野村アセットマネジメント(株)	506	0.11
合計	20,880	4.59

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第181期（自2019年4月1日 至2020年3月31日） 2020年7月30日に関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第182期第1四半期（自2020年4月1日 至2020年6月30日） 2020年8月12日に関東財務局長に提出

事業年度 第182期第2四半期（自2020年7月1日 至2020年9月30日） 2020年11月11日に関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2020年11月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第4号に基づき、臨時報告書を2020年8月4日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2020年11月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の2に基づき、臨時報告書を2020年8月4日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2020年11月16日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第9号の3に基づき、臨時報告書を2020年8月5日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2020年11月16日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日（2020年11月16日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、将来予想に関する記述は、当社又は当社グループが当該有価証券報告書等提出日現在において合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等の結果は見通しと大きく異なることがあります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東芝 本店

（東京都港区芝浦一丁目1番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。